

健全な労使関係と現場第一主義を基に安全・安定輸送を確保できる

職場の構築を求める緊急申し入れ【議事録解説】

大宮地本 業務部

交渉は、平成29年8月26日、西川口駅で発生した人身事故での運転再開時に「現地責任者補助者が運転士に対し再開指示をおこなった事象」について安全上重要な課題と位置づけ、西川口駅業務委託の施策実施時における「異常時対応に必要な社員周知や教育を実施していく」との確認事項が実現できていない問題や、駅職場と運転職場の認識の相違、他支社との統一性について課題があることを会社と認識一致させ、取り扱いの変更の必要性についても議論を重ねてきました。そして、委託以前より職場から疑念の声が出されているにも関わらず「変更しなかった根拠」や今回「突然変更する根拠」について労使双方で整理に向け努力している中、会社から明確な回答も示されず大総サ第67号「人身事故発生時における運転再開について」（平成29年9月27日付）の通達が出されました。

この姿勢はこれまでの議論経過をはじめ、大地申第1号「JR東労組大宮地本第18回定期大会の発言に基づく申し入れ」（平成29年7月14日）団体交渉（9月20日）1項で、労使関係に関わる議論を行い、『労使間齟齬が無いよう議論を行い、認識を合わせること。』『発生する事象や施策等前広に情報共有し議論すること。』を確認した内容を反故にする行為です。

大宮地本は、会社の不誠実な姿勢を質し健全な労使関係と現場第一主義を基に安全・安定輸送を確保できる職場の構築を求め、10月12日大地申第4号緊急申し入れを行い10月20日、団体交渉を開催し、以下の通り確認し議事録を締結（10月27日）しました。

（組合）

大地申第1号「JR東労組大宮地本第18回定期大会の発言に基づく申し入れ」（平成29年7月14日）団体交渉（9月20日）1項において、労使関係に関わる議論を行い、認識一致を行ったにも関わらず、9月27日「人身事故発生時における運転再開について（通達）」を発出した行為は、本部・本社「施策実施に関する確認メモ」の精神に反し、また人身事故発生時の取り扱いについて、労使の議論が深まらず疑念の声に明確に回答されない中で発出されたものであり、団体交渉確認事項に反する事象である。従って、この繰り返し発生させている問題に対する見解及び、同事象を発生させない対策を実施すること。

（会社）

健全な労使関係に基づき、これまでの交渉経過や本社・本部間の「施策実施に関する確認メモ」を踏まえ、信義誠実の原則に則り、真摯に議論を行ってきたが、繰り返し発生していることを重く受け止めている。なお、人身事故発生時の取扱いに関して情報提供における進め方に改善の余地があったと認識しており、今後は、より前広な情報提供に努め、労使双方向の意思疎通や支社内の調整を図って行く考えである。

【解説】

繰り返し発生する問題に対して会社は、繰り返し発生していることを重く受け止め、今後はより一層齟齬が発生しないよう労使双方が意思疎通を密に行い、認識を深めていくことを確認しました。また、情報提供における進め方において、主管である営業・運輸が通達のタイミングを認識していなかったことや、労使の議論経過を把握していなかったことは支社内の問題であり、調整を図っていくことを確認しています。

(組合)

西川口駅の人身事故発生時における運転再開方法について、職場から疑念の声が出されているにも関わらず「変更しなかった根拠」及び、平成 29 年 8 月 26 日西川口駅で発生した人身事故後「突然変更した根拠」を示すこと。また、突然通達を発出した為何が変更になったかわからない」「何で変更になったのかかわからない」等の職場からの声を受け止め、変更理由・変更内容について明記した通達を発出すること。

(会社)

「駅務責任者が泊体制をとる業務委託駅における人身事故発生時の運転再開指示については、業務委託を円滑に行う観点から、駅務責任者が現地責任者として対応することとしていたが、社員からの意見を受け、西川口駅で発生した人身事故も踏まえ、より分かりやすい取り扱いとするため関係箇所との調整を行い変更したところである。なお、変更した内容については、あらためて関係箇所に対して周知を検討しているところである。

[解説]

西川口駅委託（6月1日）の施策実施前より人身事故発生時における運転再開方法について、職場から疑念の声が出されていた中で取扱いの変更を行わなかったにも関わらず、平成 29 年 8 月 26 日西川口駅で発生した人身事故後に突然変更が行われ、「何が変更になったかわからない」「何で変更になったのかかわからない」等の職場からの声が出されていました。

改めて、西川口駅委託の施策実施時に「変更しなかった理由」と今回「突然変更した根拠」を明確にして、その変更理由・内容を明記したものを職場に周知するよう求めました。

「変更しなかった根拠」

1業務委託を円滑に行うため、駅務責任者が現地責任者として対応することで本体同様の体制とした。

「突然変更した根拠」

2乗務員から他支社との取扱いが違うことに不安がある状況に、西川口駅で発生した人身事故を契機に、取扱いを統一した。

以上のことから、委託以前より職場から声があったにも関わらず、現場の声を聞かず施策を優先してきたことが明らかになりました。さらに、施策実施時に会社が対応できる根拠にしてきた関係箇所への周知や教育が不十分であることも明らかになりました。そして、あらためて変更した理由や内容を明記して、今回の通達の補足を行っていくことを確認しました。

(組合)

安全第一の職場の構築に向け現場第一主義の精神を強く持ち、現場・労使間の調整を十分におこない認識を一致させた後の実施とすること。また、取り扱いの変更及び新たに取り扱いを実施する場合は、現場の声に真摯に向き合い重視すること。

(会社)

社員の意見を聞くことは重要であり、今回の議論を踏まえ認識を深めていく。また、労使双方向の意思疎通を図って行く考えである。

[解説]

人身事故発生時における運転再開方法について、極めて安全に関する重要な事柄であり、現場第一主義の精神を強く持ち、現場の声を聞き調整を行うことを求めてきました。会社は、「社員の声を聞くことは重要」と今交渉の議論で、現場に足を運び現場の声を重要視し労使の認識を合わせて進めていくことを確認しました。

(組合)

補助者が運転再開指示を可能とする取り扱いについて、安全に関わる重要な事案である為、継続議論とし労使の認識一致に向け努めること。

(会社)

人身事故発生時における補助者の役割については、労使の認識を深めるよう継続して取り扱っていく考えである。

[解説]

駅務責任者が泊体制をとる業務委託駅以外の人身事故発生時の運転再開指示については、現地責任者が現地の最終的な安全が確保され、運転に支障がないことを輸送指令に報告後、①現地責任者が輸送指令より運転再開の指示を受け、当該列車の運転士に「運転再開して良い」旨を伝える。②現地責任者から運転士に運転再開の連絡を伝えられない場合、現地責任者は輸送指令と打合せのうえ、輸送指令から直接、当該列車の運転士に運転再開を指示する。となっています。

したがって運転の再開方法は2通り。

①現地責任者から当該列車の運転士に運転再開して良い旨を伝える。

②(運転再開の連絡を伝えられない場合)輸送指令より直接、当該列車の運転士に運転再開を指示。

しかし、現地責任者の役割で、復旧作業に関わる社員等や部外機関のために、参集した社員から補助者を指定することができ、その補助者は現地責任者の指定した業務を担当する。となっており、補助者による運転再開の指示の取扱いに対する認識が箇所によってバラツキがあり、安全にかかわる重要な事案であることから、継続し労使の認識を深めていくことを確認しました。

(組合)

今取り扱いの変更については、明確な指導と十分な教育を実施、認識一致されてからの実施とすること。

(会社)

変更した内容については、関係箇所を通じて指導教育を行っているところであるが、取扱いの認識に齟齬が発生しないように現状把握を行い、支社からの支援も継続して行っていく考えである。

[解説]

西川口駅業務委託の施策実施時における「異常時対応に必要な社員周知や教育を実施していく」との確認事項が実現できていなかったことにより、駅職場と運転職場の認識の相違や他支社との統一性について課題があったことから、職場現実の把握を行い取扱いの認識に齟齬が発生しないように支社が支援を行っていくことを確認しています。

(組合)

実施後に問題点が発生した時は速やかに改善に向けて取り組むこと。

(会社)

問題は生じないと考えているが、具体的に提起があれば「労使間の取扱いに関する協約(平成27年10月1日締結)」に則り取り扱っていく。